

## 若者の出会いの場創出事業業務委託に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、由利本荘市（以下「市」という。）が実施する若者の出会いの場創出事業業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る契約候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定める。

### 1 業務内容

- (1) 委託の名称 若者の出会いの場創出事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 若者の出会いの場創出事業業務委託仕様書（資料2）のとおり

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

### 3 委託額の上限

853,050円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 スケジュール

- (1) 企画提案競技実施の公告 令和8年5月20日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問受付 令和8年5月27日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 上記質問に対する回答の掲示 令和8年5月29日（金）
- (4) 参加表明書の提出期限 令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）
- (5) 企画提案書等の提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時まで（必着）
- (6) 審査による契約者の選定 令和8年6月15日（月）（予定）
- (7) 契約締結 令和8年6月下旬

### 5 参加資格に関する事項

本企画提案競技に応募できる者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 参加表明書の提出時点で、令和7・8年度由利本荘市入札参加資格有資格者名簿に掲載されている者であること。  
※令和7・8年度入札参加資格審査申請の通常受付は既に終了しているため、申請が未了の場合は、この企画提案競技への参加表明書を添えて、入札参加資格の審査申請に必要な所定の書類を令和8年6月3日（水）午後5時までに由利本荘市総務部契約検査課へ提出し、受理されていること。ただし、この場合における入札参加資格は本委託業務に限るものとする。
- (2) 秋田県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 参加資格確認申請書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの間に、市からの受注業務に関

- し、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、由利本荘市暴力団排除条例（平成23年条例第53号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
  - (7) 市及び契約先となる事業所等の所在地における市町村民税及び社会保険料に滞納がない者であること。
  - (8) 本委託業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

## 6 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、様式1「質問票」により受け付ける。

- (1) 提出書類 実施要領等に関する質問票（様式1）
- (2) 提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時までとする。
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (4) 回答方法 市公式Webサイトに質問及び回答事項を令和8年5月29日（金）に掲載する。

## 7 参加表明書の提出について

- (1) 提出書類
  - ・企画提案競技参加表明書（様式2）
  - ・会社概要（様式3）
- (2) 提出期限  
令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）  
※郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法により送付すること。また、到着の有無について提出先へ確認すること。

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書提出届（様式4）及び企画提案書（参考2：任意様式）
    - ・企画提案書は、若者の出会いの場創出事業業務委託仕様書（資料2）を熟読の上、作成すること。
    - ・企画提案書のサイズは、原則としてA4判とすること。
    - ・企画提案書には、提案者を特定することができる社名等（社章、ロゴマークを含む）を記載してはならない。
    - ・企画提案は1案のみとすること（複数の提案は不可）。
    - ・提出部数は、正本1部、副本6部とすること。
    - ・企画提案書には次の事項を記載すること。
      - ア 若者の出会いの場創出事業の実施に関する基本方針や企画内容等
      - イ 実施体制
      - ウ 実施スケジュール
  - ②見積書
    - ・企画提案書には企画提案の内容を実現するために、明らかにした詳細な見積書（各経費の積算根拠

等)を添付すること。

(2) 提出期限

令和8年6月12日(金)午後5時までとする。

なお、提出後の訂正及び変更は認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法により送付すること。また、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 提出に係る留意事項

次の点に留意すること。

- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとみなす。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。
- ・参加者が企画提案競技に要した経費は、全て参加者の負担とする。

## 9 契約候補者の選定方法等

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、「若者の出会いの場創出事業業務委託審査委員会」が若者の出会いの場創出事業業務委託企画提案競技審査基準(資料3)に基づき書面審査により行う。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査委員会の開催

審査委員会は、企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった参加者を契約候補者に決定する。

## 10 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約に係る仕様等

委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、市と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、市と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更等される場合がある。

(3) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で契約を締結するものとする。

## 1.1 公正な企画提案競技の確保

次の点に留意すること。

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 1.2 書類提出及び問合せ先

〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17

由利本荘市企画振興部地域づくり推進課自治振興班

電話：0184-24-6235

FAX：0184-24-6268

メールアドレス：tiiki@city.yurihonjo.lg.jp